

青葉区寄り添い型学習支援事業 提案書評価指標

【評価方法】

- (1) 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
(2) 評価は、A＝5点、B＝4点、C＝3点、D＝2点、E＝1点とする。
(3) 各評価項目には重要度に応じて係数を設ける。
(4) 評価の視点は次のとおりとする。

A（5点）	B（4点）	C（3点）	D（2点）	E（1点）
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている

- (5) E評価を受けた項目のある提案者は受託候補者としない。
(6) 総合点が60％に満たない提案者は受託候補者としない。

【評価基準表】

関連 様式	No.	評価項目	評価基準	評価	係数	評価点	配点
1 提案者の概要・事業実績					10		
4	(1)	法人の概要	法人の概要や経営理念等が当該事業に適しているか。		×1		5
	(2)	法人の事業実績	児童福祉や青少年自立支援・健全育成関係事業の活動実績から十分に当事業を実施することができると認められるか。		×1		5
2 業務実施方針					30		
5-1	(1)	現状の理解、課題認識	ア 子どもの貧困対策の現状や課題、高校進学についての現状や課題を十分に分析・把握できているか。		×1		5
			イ 生活困窮状態等にある子どもやその保護者への、高校進学についての学習支援や相談支援に関する理解・考え方が十分にあると認められるか。		×1		5
5-2	(2)	事業実施方針	ア 事業の実施方針が現状や課題を踏まえたものになっているか。		×2		10
			イ 事業の実施方針を踏まえた事業運営が具体的かつ妥当であるか。		×2		10
3 業務実施内容と実施手法					110		
6-1	(1)	中学生に対する取組	ア 個々の対象者の学力の把握方法が具体的で適切であるか。		×3		15
			イ 個々の対象者に応じた、高校進学のための支援の実施や達成状況の確認方法が適切であるか。		×3		15
			ウ 対象者及びその保護者への支援が、高校進学のためにつながる現実的なものであるか。		×3		15
6-2	(2)	高校生及び高校生世代（15歳～18歳）に対する取組	ア 高校生への高校中退防止のための学習の仕方に関する支援方法が具体的で適切であるか。		×3		15
			イ 高校中退者も含む対象者への居場所の提供及び相談の実施方法が具体的で適切であるか。		×2		10
			ウ 将来の進路の幅を広げるための支援について具体的で実効性があるか。		×2		10
6-3	(3)	情報の収集及び対象者への提供	ア 学習支援、相談支援に関する情報の収集及び対象者とその保護者への提供のノウハウがあるか。		×3		15
			イ 欠席が続く対象者及びその保護者の状況を把握し、情報を伝える等のフォローできる体制であるか。		×3		15
4 業務実施体制					30		
7-1	(1)	職員の役割と業務	事業を安定的かつ継続的に実施するための組織体制及び人員配置が具体的かつ適切であるか。		×3		15
7-2	(2)	職員の教育・研修	職員に対する育成の仕組みが具体的かつ適切であるか。また、本事業を実施していくための研修計画が優れているか。		×3		15
5 管理運営体制					65		
8	(1)	区役所との連携	事業を行っていくうえで、区役所との連携、情報共有に対する考え方が適切であるか。		×3		15
	(2)	利用者からの苦情処理体制	対象者やその保護者の意見、要望の把握、苦情等に対する対処方法が優れているか。		×2		10
	(3)	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに関する考え方及び情報管理体制が具体的かつ適切であるか。		×3		15
	(4)	安全管理	事故防止、事故発生時及び災害発生時等の対応に関する考え方及び計画内容が適切であるか。		×2		10
	(5)	リスクマネジメント	対象者が安心して学習できる環境を確保するため、ハラスメント防止やこども性暴力防止法に基づいた取り組み、従事者への教育・研修及び発生時の対応体制が具体的かつ適切であるか。		×2		10
	(6)	感染症対策	感染症の予防及び発生時の対応体制が整備されており、事業を継続的に実施できる体制となっているか。		×1		5
6 収支予算					5		
9		収支予算の妥当性	収支予算は、業務実施内容や業務実施体制等に対して適切な金額となっているか。		×1		5
【法人の財務状況】							5
－	－	財務健全性・事業継続性	財務諸表等から、法人が選定期間である5か年度にわたり当事業を継続的かつ安定的に実施するための十分な財務能力を有していると認められるか。		×1		5
【法人としての取組（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組）】							※配点は各3点 15
－	－	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出（従業員101人未満の場合のみ加算）			－		3
－	－	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出（従業員101人未満の場合のみ加算）			－		3
－	－	「次世代育成支援対策推進法」による認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）の取得、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）の取得、又はよこはまグッドバランス賞の認定の取得			－		3
－	－	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得			－		3
－	－	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.7％の達成（従業員37.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員37.5人未満）			－		3
合計							270